

国 地 契 第 8 9 号
平成16年3月30日

各地方整備局総務部長 あて

国土交通省大臣官房地方課長

工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要がある。そこで、今般、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加については下記のとおり取り扱うこととするので遺憾なきよう措置されたい。

記

1. 実施事項

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。同一入札に参加する複数の者の関係が、記2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、記4に掲げる取り扱いを行うものとする。

2. 基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。

以下同じ。）と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 公告等への記載

基準に該当する者のした入札は無効とする旨を、次に掲げる文書に記載することとし、入札参加者に入札に関する条件として明示するものとする。

(1) 一般競争入札にあつては公告及び入札説明書

(2) 公募型指名競争入札にあつては技術資料収集に係る掲示

(3) 工事希望型指名競争にあつては技術資料の提出を求める際に送付する資料

(4) 公募型及び工事希望型以外の指名競争入札にあつては指名通知書

4. 基準に該当する場合の取り扱い

基準に該当する者のした入札（基準に該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第6条第9号に基づき、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

5. 留意事項

入札参加者の関係が基準に該当する場合に、本通達を遵守する目的で辞退する者を定めるために当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来どおり競争契約入札心得に則して厳正に対応していくこととする。

附 則

1. 本通達は、平成16年7月1日以後に記3に規定する明示を行った工事より適用するものとする。

2. 本通達は、公募型及び工事希望型以外の指名競争入札については、当分の間、適用しないものとする。